

呉市建設工事等入札（見積）有資格者名簿登録に係る建設工事等の業種等の追加に関する取扱基準

- 1 建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務の業種等の追加については、建設工事入札参加業種追加申請書（別紙様式1）又は測量及び建設コンサルタント等業務入札参加業務分野等追加申請書（別紙様式2）（以下「申請書」という。）により、市長が告示する期間に受け付けるものとする。
- 2 1による申請書の提出があったときは、申請内容（添付書類等）を確認の上、呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号。以下「規程」という。）第2条に規定する呉市入札参加業者資格審査会（以下「審査会」という。）の審査に諮るものとする。
- 3 審査会は、規程第6条及び第7条に基づき審査を行い、適格であると認めたときは呉市建設工事入札（見積）参加有資格者名簿又は呉市測量及び建設コンサルタント等業務入札（見積）参加有資格者名簿に追加登録するものとする。
- 4 上記1から3については、受付期間の最終日の属する月の翌々月の1日に名簿に登録するように事務処理するものとする。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和元年5月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和7年4月1日から実施する。

建設工事入札参加業種追加申請書

年 月 日

呉 市 長 様

(申請者)
所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印
(担当者氏名)
(電話番号)

呉市建設工事入札（見積）有資格者名簿の建設工事の種類について、下記のとおり業種の追加を申請します。

- 1 建設業の許可番号 国交大臣・ 知事 第 一 号
- 2 申請業種

(添付書類：提出書類の□にチェックをつけること)

- ☐ 建設業許可証明書(写)
- ☐ 建設業変更届出書(写)
- ☐ 経営事項審査結果通知書
- ☐ 技術職員名簿(経営事項審査申請書の別紙二の写)
- ☐ 資格認定通知送付用封筒

(注意事項)

- ・ 経営事項審査結果通知書の完成工事高のない業種は、申請できません。
- ・ 審査の上、受付期間の最終日の属する月の翌々月 1 日以降名簿に登録するとともに通知します。

測量及び建設コンサルタント等業務入札参加業務分野等追加申請書

年 月 日

呉 市 長 様

(申請者)
所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名
(担当者氏名) 印
(電話番号)

呉市測量及び建設コンサルタント等業務入札（見積）有資格者名簿の業務の種類について、下記のとおり業務分野及び部門の追加を申請します。

申請業務分野及び部門

(添付書類：提出書類の□にチェックをつけること)

- ☐希望業務分野登録申請書
- ☐有資格技術職員の状況
- ☐技術者経歴書
- ☐希望業務分野別実績調書
- ☐測量業者登録証明書又は通知書(写)
- ☐建築士事務所登録証明書又は通知書(写)
- ☐不動産鑑定業者登録証明書又は通知書(写)
- ☐測量業者登録申請書の別紙（別表第十一（第十二条関係））（写）
- ☐資格認定通知送付用封筒

(注意事項)

- ・直前 2 か年間の年間平均実績高のない業務分野は、申請できません。
- ・審査の上、受付期間の最終日の属する月の翌々月 1 日以降名簿に登録するとともに通知します。